笑顔の種に栄養を

市は、子育て世帯や子育て経験者の声に耳を傾けながら、子どもたちが健やかに成長できるよう、これまでも総合的に子育て支援を進めてきました。

他の自治体に先駆けて、第2子以降の保育料無料化に始まり、18歳までの医療費無料化の拡充、すこやか子育て支援金支給事業などです。また、妊娠期から出産・子育て期にわたり、保健師などの専門職が子育て世帯の相談に応じて、関係機関や医療機関と連携し必要な支援につなぐ伴走型相談支援なども展開しています。

安心して子どもを出産し、育てることができる環境づくりは今後も必要です。急速に進展する少子化対策として、次の支援を4月から新設・拡充しました。

また、継続して実施している支援策などもありますので、市ウェブサイトをご覧になるか、市公式LINE（らいん）を友だち登録して活用してください。

子育て支援
市ウェブサイト

市公式LINE

出産前

1 結婚新生活支援事業〔新規〕

内　容　新婚世帯に対して家賃、引っ越し費用などの一部を助成
助成額　夫婦とも29歳以下　上限600,000円
　夫婦とも30～39歳以下　上限300,000円
対象者　夫婦とも39歳以下で世帯所得5,000,000円未満の世帯
申請方法　令和6年3月31日までに、企画部定住戦略室に申請

2 幸せを運ぶこうのとり応援事業〔新規〕（特定不妊治療費助成事業）

内　容　特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）の自己負担額を助成
助成額　1治療過程（1クール）あたり
　1夫婦など上限50,000円
対象者　次の要件を全て満たす人
　① 夫婦などのいずれか一方が申請日において栗原市に1年以上住所を有すること
　② 妻の年齢が43歳未満であること
　③ 市税の滞納がないこと
　④ 他の市町村において、夫婦などのいずれかが助成を受けていないこと
申請方法　特定不妊治療が終了した日から6カ月以内に、各総合支所に申請

3 妊産婦健康診査通院支援事業〔新規〕

内　容　妊産婦が妊婦健康診査および、産婦健康診査を受けるため、通院する際にかかる費用の一部を支援
対象者　令和5年4月1日以降に妊婦健康診査、産婦健康診査を受診する人
支援額　妊産婦1人につき最大32,000円（多胎の場合は、44,000円）
申請方法　妊娠届出時に、各保健推進室に申請

4 パパママセミナー〔再開〕

内　容　安心して妊娠期を過ごし、出産を迎え、家族で協力して子育てができるよう、沐浴のデモンストレーション、パパの妊婦体験、赤ちゃん人形を使った抱っこや、着替えの体験などを行うセミナーを開催
対象者　妊婦と夫または、その家族
申込方法　市公式LINEまたは、各保健推進室に電話で申し込み

問い合わせ先

①	企画部定住戦略室	☎(22)1125
②、⑤、⑥	市民生活部子育て支援課	☎(22)2360
③、④、⑦	市民生活部健康推進課	☎(22)0370
⑧	教育部教育総務課	☎(42)3511

令和4年度から再開したパパママセミナー。赤ちゃんの沐浴（もくよく）の仕方や出産前に準備しておくもの、出産後の生活などについて学びました。

参加者に、セミナーや市の子育て支援制度について伺いました。

山家（やんべ）さんご夫婦

母子手帳交付時にパパママセミナーを案内され、ぜひ参加してみたいと思っていました。セミナーでは生まれてくる子の沐浴について学びたく、また、パパの妊婦体験も経験してみたいと思いました。初めての出産で、母子ともに無事に生まれてきてくれることを願っています。

高橋さんご夫婦

久しぶりのパパママセミナーに参加し、若いパパとママが多いと感じましたが、皆さん、とても話しやすかったです。私たちには、現在子どもが一人いますが、今度生まれてくる子どもとは10歳差があります。少子化で、一緒に遊ぶ同年代の子どもが周囲に居なく、大人に囲まれて一人っ子のように育ってきたことを不憫（ふびん）に思っていました。兄弟が欲しいと以前から子どもに言われていたので、3月の子どもの誕生日プレゼントに、兄弟ができることを伝えられることをうれしく思っています。

栗原市は子育て支援が多く、子育てがしやすいと思います。これからは、子育て世代同士のつながる場、話しができる場所や機会を設けていただけると、もっと安心して子育てができると思います。

出産後

5 すこやか子育て支援金支給事業〔拡充〕

内　容　子の出生時および、第3子以降の子が小学校入学した際に祝金を支給

【出生祝金】
対象者　出生日6カ月前以上前から保護者が市に住民登録し、子も住民登録している保護者
支給額　第1子・第2子・第3子出生時50,000円、第4子出生時100,000円、第5子以降出生時200,000円
申請方法　出生の日の翌日から1年以内に、申請書を各総合支所に提出

【入学祝金】
対象者　第3子以降の子が小学校に入学した年度の4月1日以前、引き続き6カ月以上市内に住民登録している保護者
支給額　100,000円
申請方法　入学する年度の末日までに、保護者宛てに郵送された申請書を各総合支所に提出

6 赤ちゃん用品支給事業〔拡充〕

内　容　1歳未満児の保護者に対し、育児用品の支給券「スマイル子育てサポート券」を交付
対象者　市に住所登録していて、満1歳未満児と同居し、かつ監護をする人
支給額　対象児1人につき60,000円を、1枚5,000円の支給券で最大12枚交付

7 新生児聴覚検査費用助成〔拡充〕

内　容　出生後、入院中に行う聴覚検査費用について助成
助成額　1回につき上限8,000円
対象者　生後50日に達するまでで、市内に住所を有する者の子
申請方法　妊娠届出時に、各保健推進室に申請

8 学校給食費無償化事業〔新規〕

内　容　市立学校における学校給食費の無償化、特別支援学校に通学する児童生徒、特別な事情で市立学校に通学することが困難な児童生徒を対象として補助金を交付

【学校給食費の無償化】
対象者　市内に住所登録をしていて、市立学校に通学する児童生徒の保護者
申請方法　手続き不要
※学校給食費の徴収無し

【学校給食費補助】
対象者　市内に住所登録していて、次のいずれかに該当する者の保護者
　① 特別支援学校に通学する児童生徒
　② 特別な事情（地理的条件など）により市立学校に通学することが困難な児童生徒
助成額　年度毎に保護者が負担した学校給食費に対して補助
　上限　小学生50,000円、中学生60,000円
申請方法　学校給食費の負担額を証明する書類（領収書など）を添付し、教育部教育総務課に申請

笑顔の行方は何処（どこ）へ

子どもたちは、生まれたときから多くの笑顔と無限の愛を注がれながら育てられています。その子どもたちが、生きていく中で放つ時々の笑顔は、巡り合う人たちにさらなる笑顔をもたらし、それぞれの生きる糧となっています。

無力の子どもが唯一持つ最大の武器「笑顔」は、周囲の大人たちが守り、磨いて、輝かせていかなければなりません。子どもたちの笑顔が失われることは、私たちが生きる糧を失うのも同じことではないでしょうか。それは、自身に関わる子どもたちの笑顔に限ったことではありません。

子どもも大人も、今を生きることは本当に大変です。つらい人生や努力を重ねて歩んできた人にとっては、きれいごとに聞こえるかもしれません。しかし、子どもたちの笑顔、自分たちの笑顔を咲かせ続けるために、私たちは周囲の子どもたちをみんなで見守り、育てていかなければなりません。そして、伝えていかなければなりません。

「あなたが生きる今日が、素晴らしい日である」ということを笑顔とともに。